

第3章 まとめ

われわれは、結果的に未曾有の大災害となった東日本大震災に直面し、実際に様々な対応を取ってきた。発災直後の混乱は記憶に新しいところである。しかしながら、1年以上の時を経てもなお、当時の体験をやがて襲い掛かるかも知れない大規模災害、特に地震災害に対して教訓として活かせる実感に乏しいのは、なぜだろうか。

その問いかけに対し、「大規模災害における自治体の在り方」を検討課題とすることは必然とも言える。

この課題に対して、われわれは、自治体を成す行政側と市民側について検討の対象とした。それぞれの防災・減災へのアプローチについて調査した結果を、考察を加えながら、整理していきたい。

1 行政 ~大規模災害への耐力向上~

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で被災経験を持つ自治体に共通してみられる取り組みは、組織の強化である。この組織の強化の方向は、人づくりと物づくりに大別されよう。

広義の危機管理をも視野に入れ、危機対応ができる人材育成を目指した職員防災士制度、職員を対象とした図上訓練の実施、より具体的に実践的な対応が記された地域防災計画、災害対策本部に意思決定に向けた助言をするための情報分析班の創設などにみられる芦屋市の取り組みは、被災経験に基づいた、まさに災害時に動ける人づくりの重要さを顕著にしている。

一方で、長岡市にみられる防災拠点としての庁舎の徹底的な整備は、物づくりを象徴している。耐震構造の新庁舎、監視カメラ画像等による災害情報収集、先端技術を導入した災害対策本部システムは、防災拠点施設整備によって大規模災害を掌握しようとする行政の強い姿勢が窺える。

大規模災害における行政の責務とは、何なのか。この一見、当たり前に思われることは、災害対策基本法に次のとおり明確に規定されている。



(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

(災害対策基本法から抜粋)

われわれ行政は、災害時に責務として、その有する全ての機能を十分に發揮することが求められており、救世主の登場を期待する暇はないのである。人一倍はおろか何十倍にもなって、災害対応の分担業務を遂行していかなければならぬことは、誰しもわかっているはずである。その「気がかり」を組織内部の防災担当部署だけが全て担っていたのでは、全ての機能を十分に發揮できる訳はない。やはり、全庁的な取り組みが必要である。しかし、被災経験を持つ自治体さえも、職員全体に防災意識を持たせ、持続していくことの困難さに直面している。非日常的な大規模災害のことよりも、まずは、通常業務の方が先という声が聞こえてきそうである。

とは言え、われわれは、災害対応の当事者でなければならない。災害対策本部が機能不全に陥ることが、被害を拡大することを最大の教訓として、次のことは達成しなければならない。

一つは、災害対策本部の機能が喪失又は著しい低下とならぬよう、庁舎の耐震性の確保をし、さらに不測の事態に対処できるよう代替施設を指定しておくことである。国が行った防災拠点となる公共施設等の耐震化についての調査等によれば、庁舎の耐震化は、避難先となる文教施設の耐震化と比べると著しく低く、このままでは、大規模災害に対して深淵に臨むがごとくであり、災害対応への姿勢を問われかねない。耐震性に加え、津波災害、洪水災



害への対応も考慮した立地条件を考慮することは言うまでもない。

表1-1-10 公共施設等の耐震改修進捗状況(防災拠点となる公共施設)〈市町村〉
(平成23年度末)

	全棟数 A			昭和56年 以前建築の 棟数 C	昭和56年 以前建築の 棟数に 占める割合 C/A	耐震診断 実施棟数 D	改修の必要 がない棟数 (耐震性有) E	改修の必要 がある棟数 F	改修済 G	平成23年度 耐震済 の棟数 B+E+G=H	平成23年度 耐震率 H/A
		B	C								
1社会福祉施設	21,094	11,395	9,699	46.0%	5,656	2,936	2,720	1,329	15,660	74.2%	
2文教施設(校舎、体育館)	100,699	42,402	58,297	57.9%	55,843	12,734	43,109	28,950	84,086	83.5%	
3庁舎	6,676	3,142	3,534	52.9%	2,208	523	1,685	531	4,196	62.9%	
4県民会館・公民館等	16,415	9,695	6,720	40.9%	3,048	1,149	1,899	558	11,402	69.5%	
5体育館	4,559	2,695	1,864	40.9%	902	230	672	237	3,162	69.4%	
6診療施設	2,562	1,730	832	32.5%	460	156	304	80	1,966	76.7%	
7警察本部、警察署等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8消防本部、消防署所	5,796	3,637	2,159	37.2%	1,217	492	725	364	4,493	77.5%	
9その他	9,007	5,745	3,262	36.2%	1,223	318	905	372	6,435	71.4%	
合 計	166,806	80,441	86,367	51.8%	70,557	18,538	52,019	32,421	131,400	78.8%	

耐震率=(昭和57年以降建築棟数B + 耐震性有棟数E + 耐震改修済棟数G, H) / 全棟数A

(防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書から引用)

庁舎は自治体にとって災害対応の司令塔であり、言わば、城である。決して崩壊してはならないのである。

その上で、二つ目に達成すべきは、防災部局職員の専門職制であろう。災害対策・防災という職務の特殊性から考えると、そこにある職員が任期僅かで次々と異動するようでは、災害対応が覚束ない。

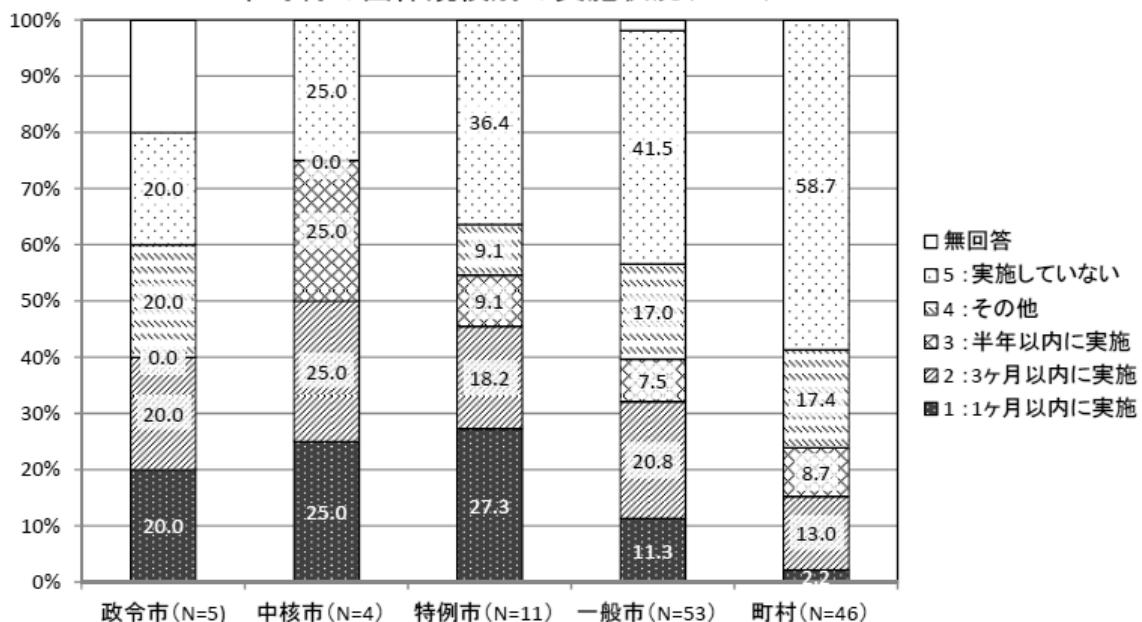
防災部局職員全てである必要はないにしても、災害に関する専門的知識を有し、その場面に応じた意思決定を即座に命令として下せるだけの職員を自治体自らが育てなくてはならない。席を用意し他の関係機関から人を呼び寄せるようなやり方で、地域にある災害に対しての特殊性を読み取ることが果たしてできようか。それぞれ自治体には防災の顔たるべきスペシャリストの職員の存在が欠かせないのでないか。

人づくりに向けた自治体の取り組みの現状を国がまとめた結果を掲出する。

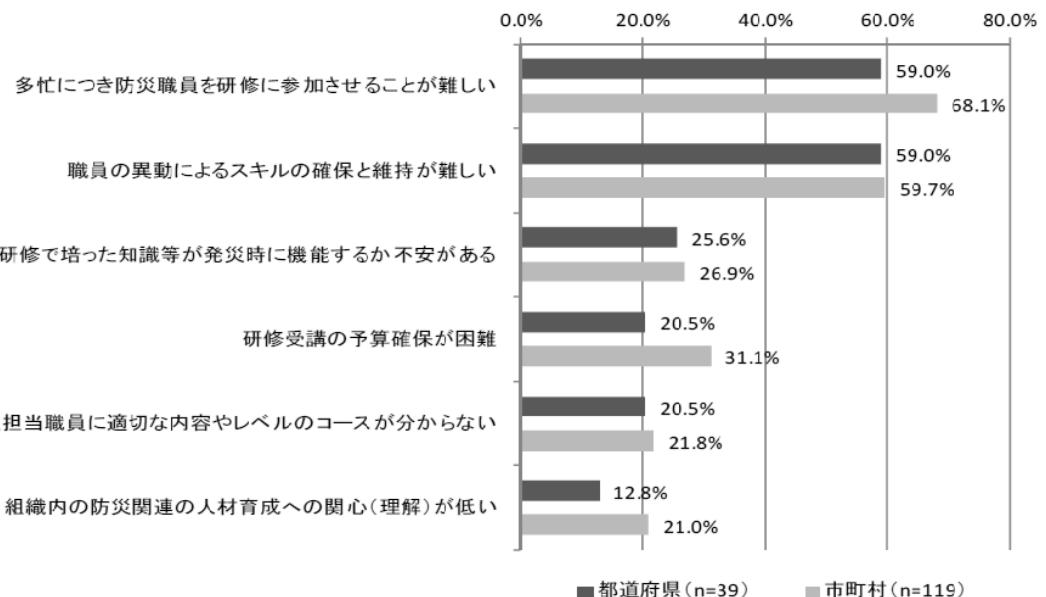


市町村における防災に関する研修等

市町村の団体規模別の実施状況(N=119)



□無回答
□5 : 実施していない
□4 : その他
□3 : 半年以内に実施
□2 : 3ヶ月以内に実施
□1 : 1ヶ月以内に実施



(地方公共団体の防災に関する職員研修に係る調査結果から)

組織強化は、物づくりと人づくりとからなり、その目的とするところは、有する全ての機能を十分に發揮するところにある。

持てる資源に気づき、引き出し、育て、災害時の耐力を大規模災害の発生までにどこまで養えるか、市民へ自助・共助を呼びかけるのと同時に、今、それぞれの自治体が問われている。



2 市民 ~生活防災の実践~

われわれの課題研究のもう一つの目的に、行政と市民との関わり方についての課題がある。東日本大震災以降、大規模災害に対して、事前の防災に関して言えば、これまでの行政が市民よりも先回りして防災のための準備、備え等のサービスを提供するという単純な図式ではなく、減災を掲げ、自発的な自助力の引き上げを試みる行政と安全・安心を求めて行政側に想定外という言葉を使わせまいとして対策を求める市民のすれ違いの構図が見えてくる。行政と市民の両輪が調和して大規模災害に臨まなければならないのであるが、その輪の大きさとバランスについて考察してみよう。

防災に限ったことではないが、行政サービスの水準をどこに置くのかは、その時の社会事情や地域特性によっても異なり、一律に明確な線を引くことは難しい。一般論にはなろうが、過度な市民へのサービスは、行政への期待と要求をさらに高めることとなり、結果的に自主性を失わせ、依存型社会を作り上げてしまう。

大規模災害について言えば、危険と言われるもの事を前に一切排除することは不可能であり、目の前にさし迫る危険を判断し、回避行動ができるのは、本人だけである。危険の認知、判断、行動の主体は、その人本人である。避難は命令できないのである。

それでは、大規模災害における市民の責務とは、何なのか。行政の項の検討と同様に災害対策基本法を掲出する。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(災害対策基本法から抜粋)



努力規定ではあるが、市民は依存的な態度ではなく、自ら災害に備えて手段を講じる必要があるのである。

これを踏まえると、視察に訪れた中の加古川グリーンシティ防災会の取り組みは、実にユニークである。枚挙に遑がないほどのその取り組みの詳細については、調査報告を参照されたいが、「楽しく防災活動をやろう」このスローガンに集約されている。防災は一時的な流行として取り組むべきものではなく、また、出来上がった対策をお守りにしておくだけでは、いざという時に役立つかも危うい。防災を防災として意識させない仕組み、そしてそれが、自分たちの生活の一部として組み込まれており、当たり前の雰囲気を作り出している。

防災・減災を他の生活領域と切り離さないこの考え方は、今までゴールとしての防災、形作られた防災をひたすら目指す考え方より現実的な減災に目を向けた発想の転換と言える。

現代社会において、経済、福祉、教育、環境等の諸問題がある中、防災だけが特別の存在ではない。むしろ日常の市民の関心ごとは他の分野であることの方が多いのではないか。そうであるならば、他の生活領域に馴染ませていこうとする姿勢である。

この発想は、京都大学防災研究所の矢守教授が唱える生活防災に通ずるものである。

今回視察した中越地方のコミュニティセンターにもその具体的な例を見ることができよう。普段の行政機能に加え、住民同士の交流の場にもなり、さらに防災の要素を取り込み避難所の機能をも持たせている。考えてみれば、日ごろ足を運んだこともない場所で、その上知らない者同士で避難所生活がうまくいくはずもない。そこで、市民の日常生活により近い場所に避難所を開設できるこの手法は、防災と他の領域との融合とも言える。

市民個人レベルでは、どうであろう。

例えば、災害時の食料の確保を例にとろう。われわれは、3日間の食料の備蓄を市民に呼びかけているが、この食料を震災時の食事だけに取るものとして買い置きを勧めているのでは、市民の備蓄は持らないであろう。日常的に使う缶詰類を少し増やして、使った分だけ補充する、そんな、日常の食生



活の一部に付け足す程度で食料が確保できる方法などもある。行政が流通している食料を流通備蓄として活用する手段も有効であろう。

地域性を活かした例もある。中越地方では、山間部の農村地帯が多く被災したが、普段から使っていたビニールハウスが避難施設として活用された例などである。

釜石の奇跡と称される中学生のとった避難行動が多くの命を救うこととなった事例も、避難行動そのものが彼らの日常になっていたからこそ実現したのであり、奇跡的に突如出現したのではない。

京都大学防災研究所の視察報告にある岩手県野田村の保育所での津波避難事例は、災害時に優位とは言えない状況を自ら理解し、考えて、日常生活に防災を取り込んだ努力の賜物であろう。

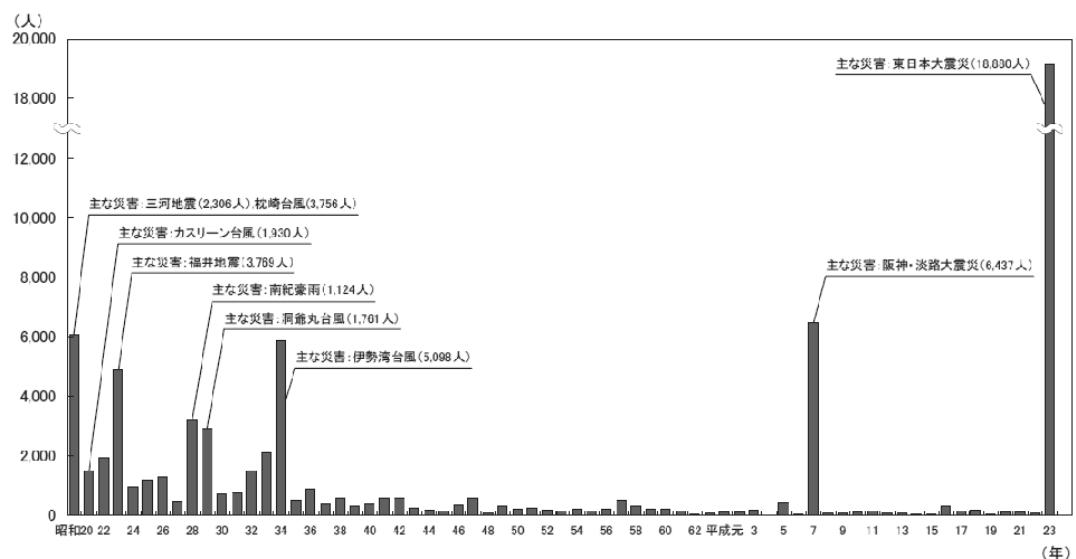
日常との連続性を持たせた防災・減災の取り組み、生活防災こそが、市民防災のこれから向かう方向ではなかろうか。

そして、われわれ行政は、生活の知恵として、減災に帰する具体的な手段を掘り起し、そして市民へ知らせる時間と努力を惜しんではならない。生活防災が地域に根付き、世代を越えて伝承され、防災文化となって市民の災害に対する耐力を培うことになるのであるから。

3 総括

大規模災害は、毎年必ず自治体を急襲するわけではない。

自然災害による死者・行方不明者数 (平成 24 年度防災白書付属資料より引用)



地震に限れば本県は、関東大震災を最後に甚大な被害を受けた経験に乏しいがために、災害そのものを行政も市民もわが身のこととして受け止めることに不慣れなのではないか。われわれは、巨大地震のように 100 年から 1000 年のタイムスケールで発生する大規模災害を重要課題と認識しつつも、どこかで、自分だけは回避できるであろうと、自己欺瞞に陥ってはいないだろうか。

もっとも、誰しも、大規模災害のような気がかりなことを絶えず考えながら、備え、緊張状態を未来に向かって維持し続けることを回避したいと願うのは、自然な反応であり、それを否定するものではない。

だからこそ、行政も市民も特別な領域としての防災ではない仕組みをそれぞれの通常業務、日常生活の中に組み込んでいく工夫をしていくことが、最善の策と言えないだろうか。

書棚にしまってある地域防災計画、防災倉庫の中で梱包されたままの発電機を見て感ずるところはないのか。そうではあるまい。

東日本大震災から間もなく 2 年を迎える今、われわれは、全体の奉仕者としての矜持を持って動く時なのである。

最後に、本課題研修の研究に当たり、多忙な中、快く視察を受け入れ、そして貴重な助言をしてくださった関係各機関の方々に厚くお礼を申し上げるとともに、東日本大震災の被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げる。

【参考文献等】

- ・災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書
(平成 24 年 11 月 消防庁)
- ・地方公共団体の防災に関する職員研修に係る調査結果（速報）
(平成 24 年 10 月 11 日 消防庁)
- ・増補版 〈生活防災〉のすすめ 東日本大震災と日本社会
矢守克也著 ナカニシヤ出版
- ・平成 24 年度防災白書（内閣府）



編集後記

今回、阪神地域を訪問させていただいたが、震災を体験している方の言葉には力がありました。防災への取り組みにおいて、災害時に何が大事であって、そのために何をしておくべきか、優先順位と課題の設定が明確である点が優れていると感じた。目的や課題が明確であるからこそ、数々の施策を推進していくことができるのではないか。

今回の視察から得た多くのヒントを自らの推進力に変えていきたいと思います。

鈴木 伸一朗（大和市）

この時期に、防災所管課にいる自分の想いを記録に留めておきたいと考えて本研修に参加させていただきました。他市町の研修参加者だけでなく、視察先での人との出会いによって、東日本大震災後、自分の中で混沌としていた大規模災害に対して取り組みに一筋の光が見えた気がします。

人を動かすのは、決め事が記された紙なのか、それとも目前の人の声なのか、いずれにせよ、私たちが相手とするのは、人なのだということを常に忘れず、今後も業務に励みたいと思います。

最後に業務多忙の中、本研修に快く送り出していただいた所属の方々にお礼を申し上げます。

黒柳 幹雄（小田原市）

今回の研究で、実際に大地震を経験した各自治体の方々の話を聞くことができ、日頃の備えはもちろん、行政として災害発生時の臨機の対応が非常に重要なと感じました。日頃から、地域住民と自治体との信頼関係を築くことが重要であり、自治体職員は、平時から情報を発信することが、信頼関係を築く一つの手段だと感じました。

最後になりますが、業務多忙の中、今回の視察で御対応いただいた、各自治体の皆様、防災について研究機会を作っていただいた市町村振興協会の皆様、防災について共に考え、共に語った研究員の皆様、そして、このような機会を与えていただいた所属の方々に感謝し、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

花本 孝太（相模原市）

まず、このたび、このような他自治体の防災対策を学ぶ機会を得られたことに、感謝いたします。今回訪問した被災自治体には地震被害の爪痕はほぼ無く、復興後の街並みが広がっていました。

しかし、被災自治体の職員の方々と直にお会いすることができ、その方々からは、被災経験に負けず地域を再生しようという意志を持ち、それを実現してきた自信を感じることができました。

一人の職員として被災自治体職員の方に負けないように、意志をもって業務にあたっていきたいと思います。

福田 正男（平塚市）

串本町の視察を終えて次の目的地に向かう電車内で私たちは帰宅困難者となりました。付近では大雨警報が発表され、一部世帯では停電、乗客には食糧等の配布もなされるなど車内での宿泊を覚悟しました。幸いにも電車は3時間半後に運転を再開しましたが、目的地到着時には日付が変わっていました。

今回の視察で現地の生の声を聴き、また、自分が支援を必要とする対象となるという得難い体験ができました。視察で得たこれらの貴重な経験を今後の防災対策業務に活かしていこうと思います。

小松 浩幸（茅ヶ崎市）

意外と県内の他市町との情報交換の場が少ない防災所管課ですが、今回の研修に参加して、参加者の皆さんのが各市町の組織を体現しているように思い、どこの市町も頑張っているのだと、刺激を受けました。

普段、家の近くでしか飲まないので、横浜で飲んで帰るのは大変でしたが、またこのメンバーで集まる機会があるといいですね。

皆さんと受けた研修を無駄にしないよう、新潟はもちろん、阪神班の内容も含めて、今後の仕事に活かしていきたいと思います。

また、このような機会を設けてくださった振興協会の皆さんに感謝申し上げます。

櫻井 秀樹（秦野市）

今回の視察では、熱く熱く防災に取り組む、民間・行政・研究者の3名の方にお会いすることができ、防災のことはもちろんですが、ものごとへの取り組む姿勢を学ぶことができました。

最近では、インターネットの普及により、視察先で聞いた内容のほとんどが検索することができます。ですが、この視察を通じ、人を動かす熱い思いは、やはり、人が人に直接伝えることなのだと感じました。

この出会いに感謝するとともに、学んだことのできるだけ多くを、職場または私生活のどこかで活かしていくことができればと思っています。

吉橋 夏美（厚木市）

阪神・淡路大震災については、様々な報告書等により震災の教訓が伝えられ、正直な話、新たに学ぶべきことはないのではないかと思いつつ、阪神方面の視察に参加させていただきましたが、震災から17年が経過した今でも防災に熱く取組む人たちとの出会いから、多くのことを学ぶことができました。この人たちに共通して言えることは、防災を他人まかせにせず、それぞれの立場で全力を尽くすこと。簡単なようで難しいことですが、見習っていきたいと思います。

最後に今回の調査研究でお世話になりました視察先の皆様、市町村振興協会の皆様、他市町の研究員の皆様、中井町の須藤様に感謝申し上げます。

大矢 宗弘（座間市）

インターネットなどの情報は限られたものであり、実際に現地で直接聞いた内容、見た現状などの得られた内容はとても現実的なものでした。この経験を業務等で活かしていきたいと思います。

視察先、振興協会、調査研究のメンバーの方々、ありがとうございました。

竹内 愛純（大磯町）

私は、8年前の中越地震の際に新潟県長岡市（旧川口町）へ災害支援を行った経験を踏まえ、中越地方の調査研究をさせていただきました。

今回の調査では、当時、聞くことのできなかった大地震の全容と、復興までの強い思いを肌で感じることができ、とても良い経験ができました。

また、今回11名のメンバーと知り合い、同じ課題に向かって調査研究ができたこと、視察先で他県の市職員と出会えたことは、私にとって貴重な財産となりました。

須藤 一貴（中井町）

自助・共助・公助という言葉があるが、やはり、自分のことは自分で、地域のことは地域で、公も公のやるべきことを的確に対応しなければいけないということを改めて認識した。「生活防災」という言葉はまだまだ身近な言葉になっていないが、少しの知識や工夫で防災意識の向上や防災対策を考えていくことは理想的であると思う。役所もまずは発災時にあわてないためにも、災害対策本部が実際に機能するよう実のある訓練をする必要性を痛切に感じた。

他にも多くのヒントをもらい、思った以上に有意義な視察研修になったと思う。あたり前であるが、必要なことは、真剣かつ本気な取り組みであると感じた。

一寸木 隆之（箱根町）

調査研究を終えて

平成24年度課題テーマ別調査研究（国内）の課題テーマは「大規模災害における自治体のあり方」であった。課題テーマに関心と意欲を持って応募し、県内の市町長から推薦された主に防災関係に携わる11名の職員が参加し、事前に調査研究活動を重ね、そして、現地調査においては、過去に大震災が発生した阪神及び中越方面を訪問して調査研究を行う計画を立案した。

調査研究の方法は、課題テーマのねらいである「災害時における自治体のあり方」と研究員が掲げたキーポイントである「自助・共助・公助のあり方」について各研究員の意見交換から始まり、今後の研究の方向性を定め、その後、各自が文献やインターネットを活用して情報を収集し、意見を集約しつつ、調査訪問先などを絞り込んでいった。

7月から3回にわたり集合研究会を開催するとともに、市町村振興協会が開設した電子会議室を有効活用し、隨時意見交換を行い訪問先での具体的な質問項目等について取りまとめを行った。

現地調査は10月10日から12日までの3日間で中越地震の被災地である新潟県、10月17日から19日までの3日間で阪神・淡路大震災の被災地である兵庫県などを訪問した。全ての訪問先で多忙な業務の中にも関わらず友好的に迎えてくれ、用意された豊富な資料を基に非常に熱心に説明をしていただき、質問事項にも丁寧にきめ細かく回答をいただいた。

中越方面は、長岡市役所及び山古志支所（旧山古志村）、柏崎市役所、小千谷市役所の各行政機関と震災関連施設である中越メモリアル回廊の施設を訪問した。
①長岡市役所では近代的な設備を整えた災害対策本部室で機能の一部を実際に動かして説明をいただくなど、就業時間を過ぎても説明が続くほどであり、防災対策に対する熱い気持ちをひしひしと感じた。
②柏崎市役所では幅広い質問事項にも関わらず関連部署の担当者がそれぞれ対応していただき、非常にきめ細かく具体的な例を含めて説明をいただいた。
③小千谷市役所では、珍しく畳の部屋での対

応となり、災害直後の避難所での対応方法やコミュニティの重要性などについて経験を踏まえての説明をいただいた。昼食は対応していただいた職員の勧めで小千谷名物のへぎそばを食したが非常に美味であった。④山古志支所では、災害時に頻繁にテレビで放映されていた被災現場を案内していただき、水没した家屋が当時のまま残されていた風景を見たときには改めて災害の恐ろしさを肌で感じた。⑤メモリアル回廊の施設などで災害時を再現した映像などを何度か体験する機会があったが、災害の大きさ、揺れの激しさを感じるとともに言葉には表せないショックを受けた。

阪神方面は、加古川グリーンシティ、芦屋市役所、三田市役所、京都大学防災研究所などを訪問した。①加古川グリーンシティは7棟の高層住宅群であり、その防災組織は専門家も目を見張る取り組みをしており、防災会長の迫力ある説明にも圧倒された。住民一人ひとりの普段からの防災に対する積極的な取り組みや努力があってであるが、災害に対する有効な対策や準備が十分に出来ていることを強く感じた。②芦屋市役所では今まで門外不出であった地域防災計画書（本編篇、資料編併せて約1,000ページ）を研究員全員に用意していただくなど熱い気持ちで迎えてくれた。対応いただいた危機管理担当課長は消防職の出身で現在は秘書課長も兼務するという異色の方であったが、お話を伺っていて当市の防災意識の高さはこの方の力が大であると感じた。③三田市役所では市職員のきめ細かな説明をいただいた他に自主防災会の方から住民自らが地域を調査し避難するにあたっての危険個所などをチェックし作成した地域防災マップの話が伺え、普段からの住民と一体となった地道な取り組みの必要性を実感した。④京都大学防災研究所では巨大災害研究センターの矢守克也教授に小学校内に設置した地震計をもとに生徒に地震観測を手伝ってもらうことや同研究所が開発したカードゲームで災害時における対応能力を磨くなどの特徴的な取り組みを紹介していただいた。ゆとりあるキャンパス、研究施設の充実には目を見張るものがあった。⑤県内において海岸に面している自治体の研究員2名（茅ヶ崎市、大磯町）は、以前から先進的な地震・津波対策を実施している和歌山県庁と串本町役場を訪問し、住民と連携して取り組んでいる避難を最優先とした対策等を学んだ。（串本町役場から宿泊先の大坂へ向かう電車が大雨の影響で一時ストップしホテルに到着したの

は日付が変わってからとなるハプニングもあった。) ⑥阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」では、発生の切迫性が高いと言われている東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの巨大災害の被災状況のシミュレーションなどを見学し、神奈川県も相当甚大な被害が発生することを改めて実感するとともに、対応策を考えておく必要の重要性を認識した。

現在、協会では、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて研修事業をはじめ様々な場面において災害に対する取り組みをテーマとした事業展開をしているところであり、今回の訪問は今後の事業の参考となるものであった。

現地調査終了後も引き続き集合研究会を重ねるとともに、電子会議室での意見交換を行い、調査研究報告書を作成したので、御参照ください。

今回、参加した研究メンバーは現地調査を含む調査研究成果を今回の課題テーマのねらいでもある「各自治体における今後の災害に強いまちづくり」に大きく活かされることを期待する。

最後に、今回の課題テーマ別調査研究の実施に当たり、多忙な業務の中、研究会への出席に御配慮いただいた職場の皆様、熱心に調査に協力していただいた訪問先の方々、全員が協力し合い有意義な調査研究を滞りなく実施された研究メンバーの皆様に心から敬意と感謝を申し上げたい。(事務局)



小千谷名物「へぎそば」



集合研究会風景

